

9月号 **おおもり 青色便り**  
 No.0603 一般社団法人 大森青色申告会 平成27.9.1

**10月は記帳確認月間です。**

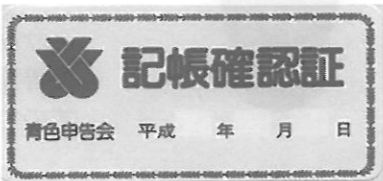
【予約制】  
3771-8859

10月1日(木)～10月16日(金)まで、帳簿の健康診断である記帳確認を申告会事務局で実施します。確定申告期になってあわてないためにも、必ずこの期間に記帳確認をお受けいただきますようご案内申し上げます。記帳確認を受けられた方には「記帳確認証」を帳簿にはらせていただきます。調査の際に微力ながらお役に立つと思います。

期 間	平成27年10月1日(木)～10月16日(金) (土日祝日は除く)
受付時間	午前：9時～11時まで 午後：1時～3時30分まで ※ご相談の時間はおおむね30分程度です。
会 場	大森青色申告会 事務所
持 物	帳簿 (「やよいの青色申告」で記帳している方は、データでも可)

※特に以下の事項に当てはまる方は必ず記帳確認月間にお越しください。

- ①消費税課税事業者の方  
※消費税課税事業者の方は帳簿の記載が無かったりすると税務調査で否認されてしまいます。
- ②青色申告特別控除65万円を受けている方  
※青色申告特別控除65万円を受けている方は特に記帳の重要性が求められます。
- ③パソコンで記帳を始められた方
- ④新しく申告会に入会し記帳内容に不安のある方



【記帳確認証】

**【支部・部会総会終了報告】**  
支部・部会総会が下記の日程において行われました。

大森東支部：7月15日(水)	大森西支部：8月05日(水)
新井宿支部：7月28日(火)	馬込支部：7月24日(金)
入新井支部：7月23日(木)	池上支部：8月07日(金)
女性部：7月29日(水)	青年部：8月06日(木)

**◆夏季休暇のお知らせ◆**  
 9月16日(水)～18日(金)は、大森青色申告会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解の程お願いいたします。

**みんなの広場**

○■△女性部便り ●□▲  
手芸教室のご案内  
～手袋でキリン～

盛夏の候、皆様如何お過ごしでしょうか？9月の手芸教室を、下記の通り計画致しました。お誘い合わせの上、ご参加をお待ちしております。

【日 時】 平成27年9月16日(水)  
午後1時30分～午後4時30分

【場 所】 大田文化の森 第4集会室

【会 費】 会員200円 非会員300円

【持 物】 はさみ

【切 切】 9月8日(火)

【申込方法】 女性部役員又は事務局まで (TEL3771-8859)

**チラシ配布員大募集!!!**

～ウォーキングしながら配布してみませんか!!～

チラシの配布をしていただける方を募集しています。指定の地域に配布していただきます。(相談に応じます)  
月2回～4回位配布していただきます。  
詳細は申告会事務局までお問い合わせください。

報 酬 1回 5,000円  
配布枚数 3,000枚～5,000枚  
配布期間 1週間以内  
申 込 申告会事務局へ  
TEL 3771-8859

決定後こちらからご連絡させていただきます。

**☆青年部部員募集のお知らせ☆**

(一社)大森青色申告会青年部では、新規青年部部員を募集しています。青年部は、事業の発展や会員相互の親睦を目的に、様々な業種業界の部員の方々と共に、地域活動や各種研修会・セミナー活動を行っています。詳しくは、事務局までご連絡ください。TEL3771-8859

**「不動産所得会員向け研修会」開催のお知らせ**

貸家やアパートの経営をされている方を対象とした、不動産にかかわる法律問題や貸付に当たっての工夫等を分かりやすく説明いただきます。

開催日時 平成27年11月4日(水)  
11月26日(木)  
午後2時～4時30分

会 場 東京青色申告会館 会議室  
(最寄駅「市ヶ谷駅」徒歩5分)

テ ー マ  
①不動産賃貸契約に係る貸主側の留意点  
②空き部屋を出さない工夫等

お 申 込 (一社)大森青色申告会事務局まで  
定 員 各90名  
※お車でのご来場はご遠慮下さい

一般社団法人 **大森青色申告会**

責任者 会長 九頭見義雄  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03 (3771) 8859  
FAX: 03 (3773) 6388  
URL: <http://www.oomori-aioro.org>  
Eメール: [aioro-o@nifty.com](mailto:aioro-o@nifty.com)

時 予 約 制	無 料 法 律 相 談 日
申 午 事 務 局 に 申 込 込 後 二 時 分 順 で 30 分 位	九 月 十 四 日 (木)
	無 料 保 険 相 談 日
	十 月 一 日 (木)

都税事務所からのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です

(23区内)



9月は、23区内の固定資産税・都市計画税第2期分の納期です。6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁で、9月30日(水)までにお納めください。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用できます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課口座振替係までお問い合わせください。

このほか、金融機関・郵便局のページ対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンや携帯電話等からクレジットカードでも納付できます。ぜひご利用ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へお願いいたします。

(平成27年11月10日(火)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課口座振替係 (03-3963-2177)

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

◆◆◆小規模企業共済に未加入の皆様へ◆◆◆

廃業後のスタート資金は万全ですか？

個人事業主の方の退職金制度です。次の様な方は是非ご確認ください。

- ① 税金が高いなあと思っている方。
- ② 扶養家族がない方。
- ③ 国民年金だけでは不安だなあと思っている方。

但し加入できない業種の方もおりますので事務局へご相談ください。

小規模企業共済の巻

着任のごあいさつ

大森税務署長

北井好則



初秋の候、大森青色申告会の会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から税務行政に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により、広島国税局の津和野を管轄とする益田税務署から転任して参りました北井でございます。広島から参りましたが、元々は東京国税局の職員であり、東京へ戻ってきたという状況であります。これまで国税庁及び東京国税局の個人課税課や、税務大学校教授、税務相談室などの部署において、主に所得税に関する業務に携わってまいりました。

大森署管内には、池上本門寺をはじめ、多くの文豪たちに愛された歴史的文化財や日本の技術を支えてきた町工場、食の一大拠点となる大田市場などの商業施設があり、海側と山側にそれぞれ色濃いたち特色を持つ、魅力あふれる土地であるとのことで、こうした勤務地で従事できますことを大変うれしく思っております。前任の木下署長同様、よろしくお願い申し上げます。

さて、九頭見会長をはじめ役員、会員の皆様方におかれましては、平成26年1月に導入された記帳・帳簿等の保存制度を契機に、更なる税知識の普及・広報活動等に真摯に取り組まれ、会勢を拡大など青色申告の一層の普及を図られ、また、e-Taxの普及拡大にも多大な貢献をされていると伺っており、敬意を表すとともに感謝申し上げます。第でございます。

ところで、ご案内のとおり、税務行政を取り巻く環境は厳しく、また、①マイナンバー制度の円滑な導入、②消費税・地方消費税の期限内納税、③改正相続税、④国外転出時の譲渡課税の特例への対応等、課題が山積みしております。これら課題については、私どもだけでは対応は不可能であり、会員の皆様方のお力添え無くして成し得るものではありません。

また、平成28年1月からマイナンバー制度が導入され、それに先立ち本年10月以降には、マイナンバーが皆様のお手元に届けられます。申請書及び届出書については平成28年1月1日以降の提出から、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税については平成28年分から対象となります。従来のe-Taxの一層の普及とともに、マイナンバー制度の円滑な普及に向け、大森青色申告会の皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、大森青色申告会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

個人課税第1部門指導上席

森本 千晴



今回の異動で、横須賀税務署から参りました森本と申します。大森税務署勤務も指導担当の仕事も、初めてです。少しでも早く、皆様のお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です

◎小規模事業者経営改善資金 担保・保証人不要

融資限度額	二千万円
返済期間	七年以内
設け資金	十年以内
年利	一・二五%

(七月十日現在)

支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。

「この融資限度額・返済期間の取扱は平成二八年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです」

融資対象

- \*従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く)商業サービス業五人以下)の法人、個人事業主の方
- \*商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組む方
- \*所得税・法人税・事業税・住民税等対象となる税金を完納している方

◎経営上の悩み相談

窓口専門相談をご利用ください。

・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)

\*本相談は、経営に関する相談に限定しております。

\*会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ご相談・お申し込みは

東京商工会議所大田支部まで

大田区南蒲田一〇二〇一〇

大田区産業プラザ五階

電話(二三三四)一六二一